

# 在宅サービス契約書

お客様と株式会社 Quest（以下、「会社」とします。）は、お客様に対して会社が提供する在宅サービス（以下、「サービス」とします。）について、次のとおり契約（以下、「本契約」とします。）を締結します。

## 第1条（契約の目的）

会社は、本契約に従い、お客様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供するものとします。

## 第2条（契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から半年間とします。
2. 前項の有効期間満了日の7日前までに、お客様から会社に対して、書面による契約終了の申し出がない場合には、本契約はさらに同一の内容で自動更新されるものとし、その後も同様とします。

## 第3条（サービス内容）

契約にかかわるサービス内容は、介護保険法令に定めるサービス行為区分の中から、各種サービス計画に基づき、選択されたサービスを提供するものとします。サービス内容の詳細は、各サービス重要事項説明書に定めるとおりとします。

## 第4条（サービス内容の変更）

1. 会社は、サービス利用当日、お客様の体調等の理由により予定されていたサービスを提供することができない場合には、お客様の同意を得た上でサービス内容を変更することができるものとします。
2. 前項の場合には、お客様は変更後に提供されたサービスの利用料金を会社に支払うものとします。
3. 会社は、お客様からのサービス利用の変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況によりお客様の希望する日時にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能日時をご提案させていただきます。

## 第5条（サービスの利用料金）

1. 本契約にかかわるサービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費又は予防給付費（介護報酬）に準拠した金額となります。サービス利用料金の詳細は、各サービス重要事項説明書のとおりとします。
2. 公的介護保険の適用がある場合には、お客様に対して、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下、「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。
3. 公的介護保険の適用がない場合及び介護保険法令上償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、公的介護保険の適用がある場合において、給付限度額または支給限度額を超えるサービスを提供した場合には、その限度額を超えた額をお客様は会社に対して支払うものとします。  
また、公的介護保険の適用がない場合に限り、別途消費税をお客様にご負担頂きます。

4. 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、会社は、法令改正後速やかにお客様に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。
5. 本契約にかかわる交通費及びその他の費用は、各サービス重要事項説明書のとおりとします。

#### **第6条（キャンセル）**

お客様は、事前に会社に連絡することにより、予定されたサービスの利用をキャンセルすることができます。

但し、各サービス重要事項説明書に定めるところによりキャンセル料金を申し受ける場合がございます。

#### **第7条（お客様による中途解約）**

お客様は、本契約の有効期間中であっても、契約終了を希望する日の7日前（以下、「予告期間」とします。）までに、会社に書面にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。

但し、お客様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合には、お客様は、予告期間内であっても、本契約を解約することができます。

#### **第8条（お客様による契約解除）**

お客様は、会社が以下の事由に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、直ちに本契約を解除することができます。

- ① 会社が、お客様又はそのご家族に対し、不法行為を行った場合。
- ② 会社が、第14条の守秘義務違反をした場合。
- ③ 会社が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合。
- ④ 会社が、破産手続開始の申立、商法上の整理開始の申立、人民再生手続開始の申立又は会社更生手続き開始の申立をし、又は申立を受けた場合。
- ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合。

#### **第9条（会社による中途解約）**

1. 会社は、本契約に基づくサービスの提供を維持することが困難と判断すべき経営上又は事業所運営上やむを得ない事情が発生した場合には、お客様に対し、原則として1ヶ月前までに解約の理由等を記した書面をもって通知し、本契約を解約することができます。
2. 会社は、本契約を解約する場合には、お客様の心身の状況及び希望等に応じて他の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者等を紹介するよう努めるものとします。

#### **第10条（会社による契約解除）**

会社は、お客様が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① お客様によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ② お客様又はそのご家族が、連帯保証人が、会社又はその従業者の生命、身体、財産若しくは信用を傷つけ、又はその可能性があるなど、本契約を継続し難い事情が認められる場合。

- ③ お客様又はそのご家族、連帯保証人と、会社との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続することができないと判断できる場合。

#### **第11条（契約の終了）**

1. 本契約は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、終了します。
  - ① 第2条第2項に定める本契約を終了させようとする意思表示があり、契約の有効期間が満了した場合。
  - ② 第7条に定めるお客様からの解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
  - ③ 第8条に定めるお客様からの契約解除の意思表示がなされた場合。
  - ④ 第9条第1項に定める会社からの書面による解約の意思表示がなされた場合。
  - ⑤ 第10条に定める会社からの契約解除の意思表示がなされた場合。
2. 以下の事由に該当する場合には、本契約は自動的に終了します。
  - ① お客様が死亡した場合。

#### **第12条（サービスを提供する事業所の変更）**

お客様の居宅の移転その他の事由により、サービスを提供する会社の事業所が変更になる場合には、会社は、新たにサービスを提供する事業所のサービス重要事項説明書をお客様に交付し、お客様の同意をもって事業所の変更手続きを完了するものとします。

#### **第13条（お客様の医療機関への入院又は介護保険施設等への入所）**

お客様が医療機関へ入院又は介護保険施設等へ入所された場合には、会社は、お客様が退院又は退所された後にサービスの提供が再開できるよう努めるものとします。但し、入院又は入所期間等によっては、退院又は退所後のサービス提供が再開できず、本契約を解除する場合があります。

この場合、会社はお客様がサービスを確保できるよう他のサービス事業所の紹介等の便宜を図るものとします。

#### **第14条（守秘義務）**

会社及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びそのご家族に関する事項を、正当な事由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

#### **第15条（善管注意義務）**

会社及びその従業者は、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行するものとします。

#### **第16条（天災等不可抗力）**

1. 本契約の有効期間中、地震、噴火その他天災等、会社の責に帰すべからざる事由により、サービスを提供することができなくなった場合には、会社は、お客様に対してサービスを提供すべき業務を負わないものとします。

2. 前項の場合においても、お客様は既に提供されたサービスについては、所定のサービス利用料金を会社に支払うものとします。

### **第17条（会社の損害賠償業務）**

1. 会社は、サービスの提供に伴って、会社の責に帰すべき事由により、お客様又はそのご家族の生命、身体、財産、又は名誉に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。
2. 会社は、以下の事由に該当する場合その他会社の責に帰すべからざる事由により生じた損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。
  - ① お客様又はそのご家族が、サービスの提供のため必要な事項に関する聴取及び確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
  - ② お客様の身体の素因等による急激な体調の変化、その他会社が提供したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
  - ③ お客様又はそのご家族の金銭その他の財産が、会社の責に帰すべからざる事由により紛失した場合。
  - ④ サービス提供のため、お客様又はそのご家族の所有物品を通常の使用法により使用したにもかかわらず、当該物品が耐用年数の超過その他の事由により破損した場合。
  - ⑤ 安全及び適正なサービスの提供を確保するため、会社又はその従事者の指示、依頼に反して行ったお客様又はそのご家族の行為に起因して損害が発生した場合。

### **第18条（お客様の損害賠償義務）**

1. お客様及びそのご家族は、お客様又はそのご家族の責に帰すべき事由により、会社又はその従業者の生命、身体、財産又は信用に損害を及ぼした場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。
3. お客様及びそのご家族は、家屋の内外を問わず、お客様又はそのご家族が飼われている犬、猫その他のペットが、会社の従業者に危害を及ぼし又は負傷等をさせた場合には、本件に関する治療費を含む損害賠償の責任を負うものとします。

### **第19条（連帯保証人）**

連帯保証人は、お客様と連帯して、本契約に基づいて生じるお客様の一切の債務についての責任を負うものとします。また、会社と共同してお客様の在宅生活の質の向上に努めるものとします。

### **第20条（苦情解決）**

お客様は、本契約に基づくサービスに関して、いつでもサービス重要事項説明書に記載されている窓口に苦情を申し立てることができます。

### **第21条（協議事項）**

本契約に定めない事項については、各種関係法令の趣旨を尊重して、お客様、そのご家族及び会社は、誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとします。

## 第22条（合意管轄）

お客様と会社は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、会社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

本契約を証するため、本書は2通作成し、お客様及び会社双方が記名及び押印の上、各1通を保管するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

〈お客様〉 住所  
氏名..... 印

〈代理人〉 住所  
氏名..... 印

〈連帯保証人〉  
住 所  
電話番号  
勤 務 先 (職業： )  
勤務先電話番号  
氏名..... 印  
..(お客様との続柄：.....)

〈会社〉 住 所 大分県大分市賀来北1丁目7-27 ワイクパーク賀来8号  
事業者名 株式会社 Quest  
代 表 者 代表取締役 松 本 和 美

上記代理人..... 森川 充..... 印